

浜田市告示第 125 号

浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 25 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱(令和 7 年浜田市告示第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「の認定を受けた補聴器販売店（以下「認定販売事業者」という。）」を「が認定する認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店（以下「販売事業者」という。）」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「認定販売事業者」を「販売事業者」に改める。

第 7 条第 1 項中「認定販売事業者」を「販売事業者」に改め、同条第 2 項中「認定販売事業者」を「販売事業者」に改め、同項第 1 号中「わかる」を「分かる」に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「認定販売事業者」を「販売事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 7 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金について適用し、同日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。